破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１０１号

神奈川県三浦市南下浦町上宮田3523番地
清算株式会社　株式会社魚敬
代表清算人　蛭田美代子

１　決定年月日　令和８年１月９日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　本協定の対象となる債権

特別清算会社株式会社魚敬（以下「特別清算会社」という。）に対する各債権者の債権のうち、本協定の対象となる債権は、令和７年９月29日（特別清算手続開始決定日）までの原因に基づいて発生した別紙「本件協定債権額一覧」に記載の債権者（以下「協定債権者」という。）が有する債権（以下「本件協定債権」という。）とする。

２　債権額

協定債権者の令和７年９月29日における本件協定債権額は、別紙「本件協定債権額一覧」のとおりである。

第２　按分弁済

１　特別清算会社は、協定債権者に対し、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に、資産の換価代金から、第３に定める債権の弁済額及び必要な費用を控除した残高を、別紙「本件協定債権額一覧」に応じて按分して弁済する。

２　前項の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は特別清算会社の負担とする。

３　協定債権者は、第１項の規定による弁済を受けたときは、特別清算会社に対し、本件協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。